

兵庫県公報

平成28年12月27日 火曜日 第 2862 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成28年近畿地方整備局告示第157号）（道路街路課）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○ 道路の区域の変更（同）	6
○ 同 上（同）	7
公 告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	11
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	12
教育委員会規則	
○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	13

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第13号）
県立西神戸高等特別支援学校の新設に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1090号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	こくまるオッパイ かきませられた私	オーピー映画
同	ワレメの誘惑 あそこの具合	新東宝映画

同	未亡人下宿？ 谷間も貸します	オーピー映画
同	特務課の星 蜜乳コスプレ大作戦!!	オーピー映画
同	アルティメットマスターバージョン しごきの山	オーピー映画



兵庫県告示第1091号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の徴収金の収納事務を委託した。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 収納受託者の所在地及び名称、委託した事務並びに委託期間

収納受託者の所在地及び名称	委託した事務	委託期間
岐阜市日置江1丁目58番地 株式会社電算システム	県税の収納事務の取りまとめ	平成29年1月1日から 平成32年1月31日まで
東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソン	収納受託者の直営店及び加盟店 における県税の収納事務	同 上
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	同 上	同 上
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	同 上	同 上
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	同 上	同 上
千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1 ミニストップ株式会社	同 上	同 上
広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	同 上	同 上
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサースチェーン株式会社	同 上	同 上

2 収納の手続等

収納受託者は、県税の徴収金を収納したときは、納税者等に領収証書等を交付するものとする。
なお、その他の収納の方法については、県税徴収金収納事務委託に係る基本契約書等による。



兵庫県告示第1092号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (i) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社NESTA RESORT

三木市細川町垂穂894番地の60号

代表取締役 延 田 久武生

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

NESTA RESORT KOBE

三木市細川町垂穂894番地の60号

- (3) 特定施設に関する事項

種 類	66号の3イ ちゅう房施設 (No. 1)			66号の3イ ちゅう房施設 (No. 2)		
能 力	108名			4名		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日			着手後20日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～22時 4時間			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	行楽シーズン以外は少なくなる			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	400	600	400	600	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	250	300	250	300	
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	300	400	300	400	
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	15	20	15	20	
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	1	2	1	2	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	5	5	0.3	0.3		

備考 汚水等の処理方法を変更するため、化学的酸素要求量、窒素及び燐の汚染状態が減少することにより、化学的酸素要求量、窒素及び燐の汚濁負荷量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年12月27日から平成29年1月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び三木市美しい環境部環境政策課

66号の3ハ 入浴施設 (No. 1)		66号の3ハ 入浴施設 (No. 2)		66号の3ハ 入浴施設 (No. 3)		66号の6 ちゅう房施設	
64名		108名		16名		2,500食/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
着手後120日		着手後30日		着手後20日		着手後120日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
7時～23時 16時間		同 左		同 左		8時～24時 16時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6
40	50	40	50	40	50	400	600
12	15	12	15	12	15	250	300
12	15	12	15	12	15	300	400
10	15	10	15	10	15	15	20
1	1.5	1	1.5	1	1.5	1	2
20	20	4	4	4	4	60	75

兵庫県告示第1093号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成28年近畿地方整備局告示第157号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
- 3. 4. 81号尼崎宝塚線
- 3 事業施行期間
平成28年12月13日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市南武庫之荘五丁目、六丁目及び七丁目、武庫町一丁目並びに武庫之荘西二丁目地内
 - (2) 使用の部分
兵庫県尼崎市南武庫之荘五丁目及び六丁目、武庫町一丁目並びに武庫之荘西二丁目地内

兵庫県告示第1094号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年12月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年12月27日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川 西 篠 山 線	川西市石道字下ノ垣内219番から 同 市石道字西ヶ峰10番1まで	旧	5.0から 41.0まで	173.0	
		新	5.0から 41.0まで	179.0	

兵庫県告示第1095号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成28年12月27日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 加古川小野線	加古川市上荘町都染字東川上687番1から 同 市八幡町宗佐字鎧ノ端1573番2まで	旧	7.0から 22.0まで	2,875.0	
	加古川市上荘町都染字東川上687番1から 同 市八幡町宗佐字鎧ノ端1573番2まで 加古川市八幡町下村字谷郷池581番から 同 市八幡町宗佐字香山1558番まで	新	7.0から 22.0まで 20.0から 115.0まで	2,875.0 3,647.0	予定地
県道 宗佐土山線	加古川市八幡町宗佐字上ノ山1464番4から 同 市八幡町宗佐字池ノ内50番まで	旧	11.0から 22.0まで	1,203.0	
		新	11.0から 23.0まで	1,203.0	一部 予定地



兵庫県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成28年12月27日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所及び北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 加古川三田線	加古川市八幡町宗佐字上畑679番1から 三木市別所町下石野字上畑972番1まで	旧	11.0から 26.0まで	225.0	
		新	11.0から 53.0まで	225.0	一部 予定地

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成29年1月1日から次のとおり変更する。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣や定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は

1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがこの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがこの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は次のとおりである。なお、するめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成28年1月から平成28年12月まで	若干
まいわし	平成28年1月から平成28年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	若干
するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	

- (2) 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成29年1月から平成29年12月まで	若干
まいわし	平成29年1月から平成29年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	(注釈)
するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	(注釈)

(注釈) まさば及びごまさば、するめいかについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

- (2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

- (3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成29年5月6日から 平成29年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成29年4月20日から 平成29年6月15日まで	3,140

- 5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のみさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。
- 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
 - (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
 - (3) 第2種特定海洋生物資源のみさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
 - (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上山口 I (105000093)	西宮市山口町上山口(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中野(2) I (105000094)	西宮市山口町中野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
金仙寺 II (105000096)	西宮市山口町中野(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
中野(3) I (105000097)	西宮市山口町中野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中野(4) I (105000098)	西宮市山口町香花園(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

中野Ⅱ (105000099)	西宮市山口町香花園(別図6の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおりの
金仙寺(1)Ⅱ (105000169)	西宮市山口町金仙寺(別図7の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおりの
金仙寺(2)Ⅱ (105000170)	西宮市山口町上山口(別図8の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおりの
下山口(12)Ⅱ (105000174)	西宮市山口町下山口3丁目(別 図9のとおりの)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおりの
下山口(14)Ⅱ (105000176)	西宮市山口町下山口3丁目(別 図10のとおりの)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおりの
名来(3)Ⅰ (105000179)	西宮市山口町名来(別図11の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおりの
名来(4)Ⅱ (105000180)	西宮市山口町名来(別図12の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおりの
名来(5)Ⅱ (105000181)	西宮市山口町名来(別図13の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおりの
下山口(15)Ⅱ (105000182)	西宮市山口町下山口(別図14 のとおりの)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおりの
下山口(16)Ⅰ (105000183)	西宮市山口町下山口(別図15 のとおりの)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおりの
下山口(17)Ⅲ (105000184)	西宮市山口町下山口(別図16 のとおりの)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおりの
下山口(19)Ⅱ (105000186)	西宮市山口町下山口(別図17 のとおりの)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおりの
有馬川右支溪(2)Ⅲ (205000040)	西宮市山口町中野(別図18の とおりの)	土石流	別図18のとおりの
上山口谷(2)Ⅰ (205000042)	西宮市山口町中野(別図19の とおりの)	土石流	別図19のとおりの
上山口谷(1)Ⅰ (205000043)	西宮市山口町中野(別図20の とおりの)	土石流	別図20のとおりの

(別図1から別図20までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年1月10日から同月24日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所市民局市民総括室山口支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所 河川砂防課

〒662-0854 西宮市榎塚町2-28

(3) 提出期限

平成29年1月24日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年3月27日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ライフガーデン潮芦屋（北敷地）
 所在地 芦屋市海洋町4-9ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 東京センチュリー株式会社
 住所 東京都千代田区神田練堀町3番地
 代表者の氏名 浅 田 俊 一
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置する者の名称
 ア 変更前
 東京センチュリーリース株式会社
 イ 変更後
 東京センチュリー株式会社
- 4 変更年月日
 平成28年10月1日
- 5 届出年月日
 平成28年12月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 (2) 縦覧期間
 平成28年12月27日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成29年4月27日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、

意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ライフガーデン潮芦屋（南敷地）
 所在地 芦屋市海洋町4-10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 東京センチュリー株式会社
 住所 東京都千代田区神田練塀町3番地
 代表者の氏名 浅 田 俊 一
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置する者の名称
 ア 変更前
 東京センチュリーリース株式会社
 イ 変更後
 東京センチュリー株式会社
- 4 変更年月日
 平成28年10月1日
- 5 届出年月日
 平成28年12月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 (2) 縦覧期間
 平成28年12月27日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成29年4月27日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第100号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定、変更及び取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

表姫路市の項中

「

姫路市城乾市民センター	姫路市南八代町6-1
姫路市安室市民センター	姫路市田寺745-1

」

を

「

に、表尼崎市の項中

「

姫路市城乾市民センター	姫路市南八代町6-1
東大島会館	尼崎市大庄北5丁目2-31
戸ノ内会館	尼崎市戸ノ内町3丁目27-1

を

「

東大島会館	尼崎市大庄北5丁目2-31
尼崎市立園田東会館	尼崎市戸ノ内町3丁目27-1

に、表三木市の項中

「

吉川総合公園研修館	三木市吉川町西奥260
-----------	-------------

を

「

吉川総合公園研修館	三木市吉川町西奥260
三木南交流センター	三木市福井2484-9
三木市立福井コミュニティセンター	三木市福井3丁目9-1

に、表宍粟市の項中

「

宍粟市	加生教育集会所	宍粟市山崎町加生185-5
	下比地教育集会所	宍粟市山崎町下比地101
	下宇原教育集会所	宍粟市山崎町下宇原198-1
	金谷教育集会所	宍粟市山崎町金谷324
	野教育集会所	宍粟市山崎町野210-1
	木谷教育集会所	宍粟市山崎町木谷81
	土万基幹集落センター	宍粟市山崎町土万813

を

「

宍粟市	土万基幹集落センター	宍粟市山崎町土万813
-----	------------	-------------

に改める。

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第13号

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 兵庫県立神戸特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立西神戸高等特別支援学校	本校	知	的	障	害	者
-----------------	----	---	---	---	---	---

別表第2 兵庫県立神戸特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立西神戸高等特別支援学校	本校	高等部	本 科	職業科
-----------------	----	-----	-----	-----

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。